明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○家事事件手続規則の一部を改正する規則（最高裁一）　一

〔告示〕
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（国家公安委一二）　二
○消防法施行規則第四条の四第一項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件（消防庁三）　三
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産六）　四
○高年齢者等職業安定対策基本方針の一部を改正する件（厚生労働七四）　四
○食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査業務の廃止を許可した件（同七五）　四
○農業保険法第十二条の規定に基づき、家畜共済の共済掛金国庫負担金の限度額を定める件の一部を改正する件（農林水産五三四）　四
○農業保険法関係告示の一部を改正する件（同五三五）　五
○高速自動車国道に関する件（国土交通三八二、三八三）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同三八四）　六
○高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十八条の国土交通大臣が定める基準を定める件（同三八五）　七
○高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十九条の国土交通大臣が定める基準を定める件（同三八六）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（同三八七）　九
○直轄砂防工事を施行する件（同三八八、三八九）　九
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（防衛六〇～六三）　九
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同六四、六五）　九

〔国会事項〕
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
国家試験
労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の合格者（厚生労働省）　一〇

〔公告〕
諸事項
官庁
土地家屋調査士懲戒処分関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三〇
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係　一三〇
会社その他

最高裁規則

○最高裁判所規則第一号

家事事件手続規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十日

最高裁判所

家事事件手続規則の一部を改正する規則

家事事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六節　遺言に関する審判事件（第百十三条―第百十六条）」を「第十六節　遺言に関する審判事件（第百十三条―第百十六条）　第十六節の二　特別の寄与に関する審判事件（第百十三条―第百十六条の二）」に改める。

第百二条第一項に次の二号を加える。

三　遺産の一部の分割の有無及びこれがあるときはその内容

四　民法第九百九条の二に規定する遺産の分割前における預貯金債権の行使の有無及びこれがあるときはその内容

第百四条中「同条第三項」を「同条第四項」に、「第二百条第三項」を「第二百条第四項」に改める。

第二編第二章第十六節の次に次の一節を加える。

第十六節の二　特別の寄与に関する審判事件

（特別の寄与に関する処分の審判の申立書の記載事項・法第二百十六条の二等）

第百十六条の二　特別の寄与に関する処分の審判の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　特別の寄与の時期、方法及び程度その他の特別の寄与の実情

二　相続の開始及び相続人を知った年月日

第百二十七条中「同条第二項の規定を」の下に「、特別の寄与に関する処分の調停の申立書については第百十六条の二の規定を」を加える。

附　則

この規則は、平成三十一年七月一日から施行する。

最高裁判所長官　大谷　直人